

上。
 九月八日 (前田) 家在印
 能州 (前田)
 (赤字は古寫に寶圓寺中とあり。寶圓寺隱居も同じく、後の長齡寺なり。)

【長福寺文書】 鹿島郡 二四〇五
 尙々ふちかたの事、其方にて可請取候と。

急度申遣候。仍伏見留守居坊主の事、道場方より貳人相詰させ可申候。則此方ニ有之坊主には四人ぶち申付候間、其心得可有之候。ふちかたの印判、藤兵衛・彦右衛門かたまで遣之候也。

九月八日 (前田) 家在印
 能州道場

【龍門寺文書】 鹿島郡 二四〇六
 如尊書先日者御光臨、過當至極存候。仍御寺領分之儀承

候。意得存候。委細之段 (富田景政) 治部左衛門可申入候。聊不存疎意候。隨而天目被懸御意候。御懇情祝着之至存候。雖然拙者かたニ候共進入申度候間、返進申候。於様躰者、御使僧へ申渡候条令省略候。恐々謹言。
 二月九日 (前田) 家在印
 興徳寺 尊報

【龍門寺文書】 二四〇七

芳翰拜閱、本望之至極存候。仍總持寺之僧衆、就猥子細令札明候處、五院中理可被申とて、至七尾ニ罷上候由ニ候。先以不能分別候。幾折及穿鑿、急と可申付覺悟候条、追而申談可極其口候。兎角本寺相續候様ニ、有御工夫可被相越候。御寺之法度作法御案内之事ニ候間、可爲賢意次第候。尙期來翰候。恐々謹言。

七月廿四日 宰 (前田) 家在印
 利

興徳寺

回風

(興徳寺は鳳至郡三井郷に在りて、後に鹿島郡龍門寺に併合せられしものなり。)

【三輪文書】 二四〇八

五百把さうめんかこ
 一、干鱈貳百枚
 一、此間いなか火用心惣々哉らん、火事はやり候由申候。町々に大桶ニ水を入、家々ニかなかまで一ちやうづこしらへ可置候。自然火事出来候者可爲曲事候。そのく(通)たいとして惣地子を可取候間、可成其意候。殊近日下國事候間、其町々の用心無由斷躰を見可申候間、尙々かた可申付候。
 一、商人共下々者とかくま(利政)四郎藏米ハ、半分ほど退候て尤ニ候。惣様藏米、半分はかへ置可申候。其元様子細々可申上候。以上。

卯月十七日

(音卷) 三輪藤兵へ殿

(前田) 家在印

【遺編類纂】 二四〇九

下國見廻として早々飛脚、殊帷子貳ツ烏賊千枚到來、欣入候。其地普請ニ隙も有間敷候處ニ、念被入遠路志、満足不斜候。爰許大形明隙候間、聽而可上存候。尙期其刻候。恐々。

六月廿三日 (前田利家) 印
(奥野) 奥 与兵衛殿

【波並屋三郎右衛門文書】 鹿島郡 二四一〇

急度申遣候。仍臺所入并給人方作もの事、早々かりあげ可納所候。かまどめとは何者か申ふれ候哉沙汰限ニ候。最前より申遣候も、國中知行分之内納所之儀停止と計印判遣候處、唯今迄かま留さたの限にて候。國中納所方の事、早々可沙汰者也。